

71 類

天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

金、白金、銀、身辺用模造細貨類



71 類

天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

重要な部・類の注

《第 71 類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣の注の規定》

4 (A) 「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。

(B) 「白金」とは、白金、イリジウム、オスmium、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。

5 この類において貴金属を含有する合金（焼結したものと及び金属間化合物を含む。）のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の 2% 以上であるものは、貴金属の合金として取り扱う。

出題例

【問題】

硝酸銀（試薬特級）は、貴金属である銀を含むので、第 28 類ではなく、第 71 類に分類される。

【問題】

第 71 類の類注において、「白金」とは、白金、パラジウム及びロジウムに限るものとされている。

71 類

天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

解答

【問題】

硝酸銀（試薬特級）は、貴金属である銀を含むので、第 28 類ではなく、第 71 類に分類される。

【解答】 誤り。

銀は、第 71 類 4 (A) により貴金属とされている。したがって、硝酸銀は、第 28 類「無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物」に該当する。

【問題】

第 71 類の類注において、「白金」とは、白金、パラジウム及びロジウムに限るものとされている。

【解答】 誤り。

第 71 類注 4 (B) により、「白金」は、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。とされ、白金、パラジウム、ロジウムに限定されているものではない。